

政令指定都市における公的文化的スポーツ施設運営の 民間移行状況と今後の課題

トップスポーツマネジメントコース
5014A302-9 石崎 浩二

研究指導教員：平田 竹男 教授

1. 背景

日本の各自治体の施設運営は、かつて民間委託によって行われてきたが、地方自治法の一部改正で2003年9月2日に導入された指定管理者制度を採用していったように、この制度は官民パートナーシップ、Public-Private Partnership(以下、PPP)の流れを加速させる契機となった。また、国家施策の流れはPPPとリンクしている。さらに、この制度に対して内閣府による導入効果調査等、当該制度に向けて様々な検証・分析がなされてきた。学術的な面では、間野(2010)や坂村(2011)のような財政面の効果における研究や、図書館といった具体的な施設に焦点をあて導入効果を研究した田中(2008)の研究がある。しかしながら、制度導入以降の民間移行状況を俯瞰的にみた研究は見当たらなかった。そこで、本研究では、レクリエーション・スポーツ施設、文教施設における民間移行状況と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究手法

(1) 対象

都道府県・市町村の中でも高度で専門的な行政サービスが行える政令指定都市(20都市)

(2) 対象期間

総務省による調査が2004年、2007年、2012年に行われているが、一定の施設数が得られる2007年～2012年を対象期間とし、また、中間経過を見るために2010年も指標の1つとして加えた。

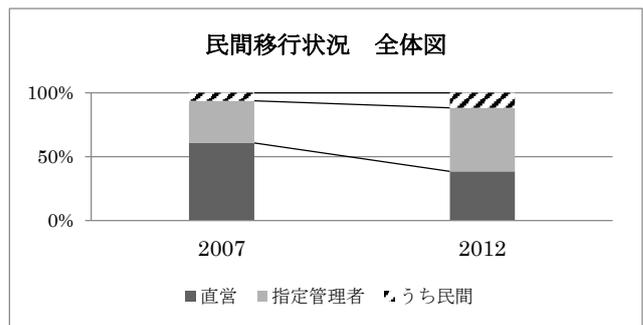
(3) 分析

各政令指定都市のホームページ、総務省指定管理導入状況調査より、レクリエーション・スポーツ施設と文教施設の一覧を作成し、民間移行状況の推移を調査し

た。また、直営の割合が60%以上であれば「直営」、指定管理者の割合が40%以上であれば「指定管理者」、指定管理者のうち民間が20%以上であれば「民間」というように類型化した。

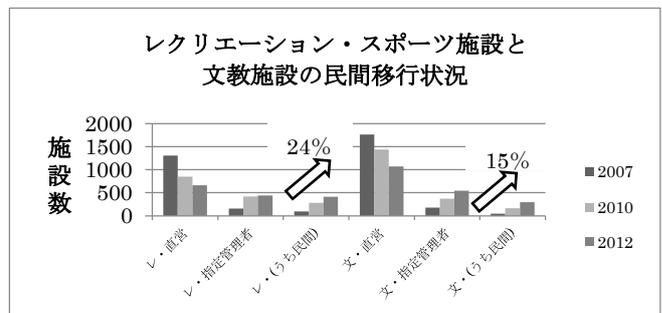
3. 研究結果

対象となった20都市のレクリエーション・スポーツ施設と文教施設と文教を合わせた民間移行状況の全体図以下に示した。



「直営」は2007年度の2159件から2012年度の1368件となっているように減少したことがわかった。また、「指定管理者」は、2007年度の1174件から2012年度には1769件に増加しており、「うち民間」は2007年度の220件から416件へと増加していた。

次に、レクリエーション・スポーツ施設および文教施設それぞれの20都市全体の民間移行状況を示した。



5年間の伸び率を見てみるとレクリエーション・スポー

ツ施設は5年前より24%増加、文教施設は15%増加しており、前者の方が後者よりも移行の速度が早いことが明らかとなった。

そして、以下の政令指定都市の類型化した表から、民間移行が進んでいる横浜市や福岡市、神戸市のような先駆的都市が存在する一方で、直営の施設が未だに多い相模原市や静岡市のように民間移行が遅れている都市が存在することがわかった。

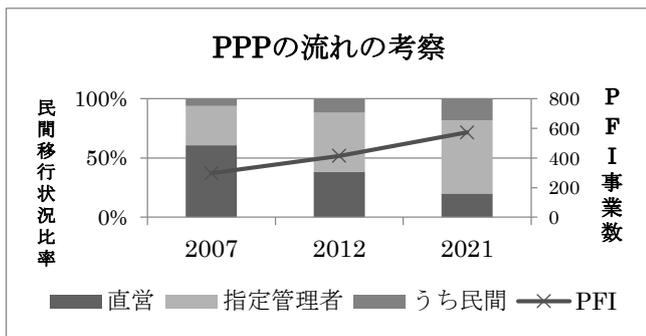
4. 考察

(1) 政令指定都市における公共施設の民間移行

各政令指定都市の①資産活用②行財政改革③外郭団体改革に関する資料によると、各政令指定都市は施策を策定しPPPを推進しているが、そのスピードには違いがある。しかし、民間移行が遅れている相模原市や川崎市の調査期間以降の導入状況を見てみると、指定管理者制度を導入している施設は増加しており、今後全体的な民間の割合は増加すると示唆される。

(2) PFI 比率の上昇

以下の図は本研究の結果から考察される「直営比率減少・指定管理者比率上昇・民間比率上昇・外郭団体比率減少・PFI 比率上昇」の5点の現象に基づき作成した(2021年度の各割合は2007年度～2012年度の伸び率を基に計算)。



政令指定都市は外郭団体の事業を圧縮し、民間の導入を図りPPPを積極的に推進している。一方で政令指定都市の建築物の多くは1981年前後に建築されており、築30年が経過する今後、1つの施設改修ごとに10億円以上の支出が見込まれる。また施設マネジメントの観点から、効果的で効率的な運営が望まれる。それらを踏まえ今後、Private Finance Initiative(以下、PFI)に進んでいく必要があると考えられる。

(3) 文教施設における指定管理者制度の必要性

「施設運営における資格などの専門性」や「イベント運営の性質」の違いさえ対応することが出来れば、文教施設の運営に携わることは可能であり、文教施設における民間移行が加速されることが示唆された。

(4) 各政令指定都市の民間移行状況の現状および今後各政令指定都市の「指定管理者変化比率」より、指定管理者制度を導入していた政令指定都市は、外郭団体比率の減少から民間比率の上昇の傾向が見られ、導入が少ない政令指定都市においても民間導入は上昇していく傾向があると考えられる。

5. 結論

現状は、国家施策のとおり、政令指定都市のレクリエーション・スポーツ施設と文教施設におけるPPPの流れがPFIに進んでおり、スポーツ施設が文教施設よりも移行の速度が早い事がわかり、今後の課題として、そこに進む前に指定管理者を導入し、また民間の参入を増加させることが必要であることが明らかとなった。加えてその増加策として、「施設運営における資格などの専門性」や「イベント運営の性質」における対応をすれば、民間移行を加速させることが出来るであろう。

表：政令指定都市 類型化一覧

		レクリエーション・スポーツ			
		直営	指定管理者	民間	計
文教	直営	川崎 相模原 静岡 浜松	新潟	さいたま 堺	7
	指定管理者	熊本	札幌 広島	仙台 名古屋 京都 大阪 岡山	8
	民間	千葉	北九州	横浜 福岡 神戸	5
	計	6	4	10	20